

私有道路への公共下水道設置の取扱基準

函館市企業局上下水道部管路整備室

私有道路への公共下水道設置の取扱基準

(趣 旨)

- 1 この基準は、公営企業管理者企業局長（以下「管理者」という。）が、公共下水道処理区域内（旧戸井町地域を除く）の私有道路（以下「私道」という。）に、公共下水道（以下「下水道」という。）を設置する場合の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(設置の要件)

- 2 私道に下水道を設置することができるのは、次に掲げる各要件を備えた場合とする。

(新設を対象とする要件)

- (1) 下水道を設置しようとする私道の幅員が、1.8 m以上であること。ただし、管理者が公益上必要であると認める場合は、この限りでない。
- (2) 下水道が既に設置されている道路に接する家屋を除き、私道に設置する下水道を利用する家屋（以下「利用家屋」という。）が3戸以上あること。この場合において、利用家屋の戸数の算定については、次のとおりとする。
 - ア 家屋の所有者が同一人であるときは、当該所有する家屋全部をもって1戸とする。
 - イ アパート等共同住宅であるときは、1棟1戸とする。

(既設の私設共同管路箇所への新設を対象とする要件)

- (1) 次の条件の内2項目を満たすものとする。
 - ア 道路幅員4 m以上であること。
 - イ 道路延長50 m以上であること。
 - ウ 当該下水道に下水を排除する家屋が7戸以上であること。
- (2) 既設の私設共同管が能力不足であること。
- (3) 既設の私設共同管所有者全員が廃棄を承諾していること。
- (4) 既設の私設共同管の一部または全部撤去が困難な場合は、私設共同管所有者の責任において管理すること。

(共通の要件)

- (1) 下水道を設置しようとする私道が、下水道が既に設置されている道路に接続していること。
- (2) 下水道を設置しようとする私道の所有者、その他当該私道に関し権利を有する者全員が、下水道の設置を無償で承諾し、かつ、下水道の設置後においてその維持管理上支障となる制限を加えないことを承諾していること。
- (3) 利用家屋の敷地に係る函館市下水道事業受益者負担に関する条例(昭和46年函館市条例第21号)第2条に規定する受益者が、同条例の規定に基づく負担金を滞納していないこと。
- (4) 下水道の設置工事により、利用家屋その他付近の家屋に損害等が生ずるおそれがないと認められること。
- (5) 下水道の設置が、技術的に困難でないと認められること。

(事前協議)

- 3 私道に下水道の設置を希望する者(以下「申請者」という。)は、申請前に管理者と事前協議を行うものとする。

管理者は第2項の設置要件を備えているか必要な審査を行い、下水道設置の申請可否を決定し、申請者に口頭により通知するものとする。

(設置の申請)

- 4 申請者は、代表者を定め、公共下水道設置申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。
- (1) 公共下水道設置希望者名簿(様式第2号)
 - (2) 設置希望箇所的位置図
 - (3) 土地使用承諾書(様式第3号)
 - (4) 土地所有者の区画図
 - (5) 下水道設置希望者の使用区画図
 - (6) 既設共同管廃棄承諾書(様式第4号)(※該当時のみ添付)

(下水道設置の採択および通知)

- 5 管理者は、前項の規定による申請があったときは、第2項の設置の要件等必要な審査を行い、採択すべきと認めるときは、公共下水道設置採択通知書(様式第5号)により申請者の代表者に通知するものとする。

(下水道設置の決定および通知)

- 6 管理者は、予算の範囲内において、下水道を設置することと決定したときは、公共下水道設置決定書（様式第6号）により通知するものとする。

(設置後の下水道の維持管理)

- 7 この基準に基づき設置した下水道の維持管理は、管理者が行うものとする。

(土地利用の変更等の伴う下水道の移設等)

- 8 下水道を設置した私道に係る土地の利用の変更に伴い、当該設置した下水道を移設または廃止する場合においては、原因者の負担により移設または撤去しなければならない。この場合において、原因者は、あらかじめ管理者と協議し、その指導を受けなければならない。

(適用の除外)

- 9 この基準は、次に掲げる区域内にある私道については、適用しない。
- (1) 新たに宅地造成を行う区域
 - (2) 公共下水道事業計画区域内で、土地区画整理事業により下水道を設置した区域
 - (3) 国、地方公共団体、公社、公団その他法人の所有する家屋のみが所在する区域

(補 則)

- 10 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月改正)

この基準は平成6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は平成16年12月1日から施行する。

附 則

この基準は平成19年7月1日から施行する。

附 則

この基準は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は平成23年8月1日から施行する。

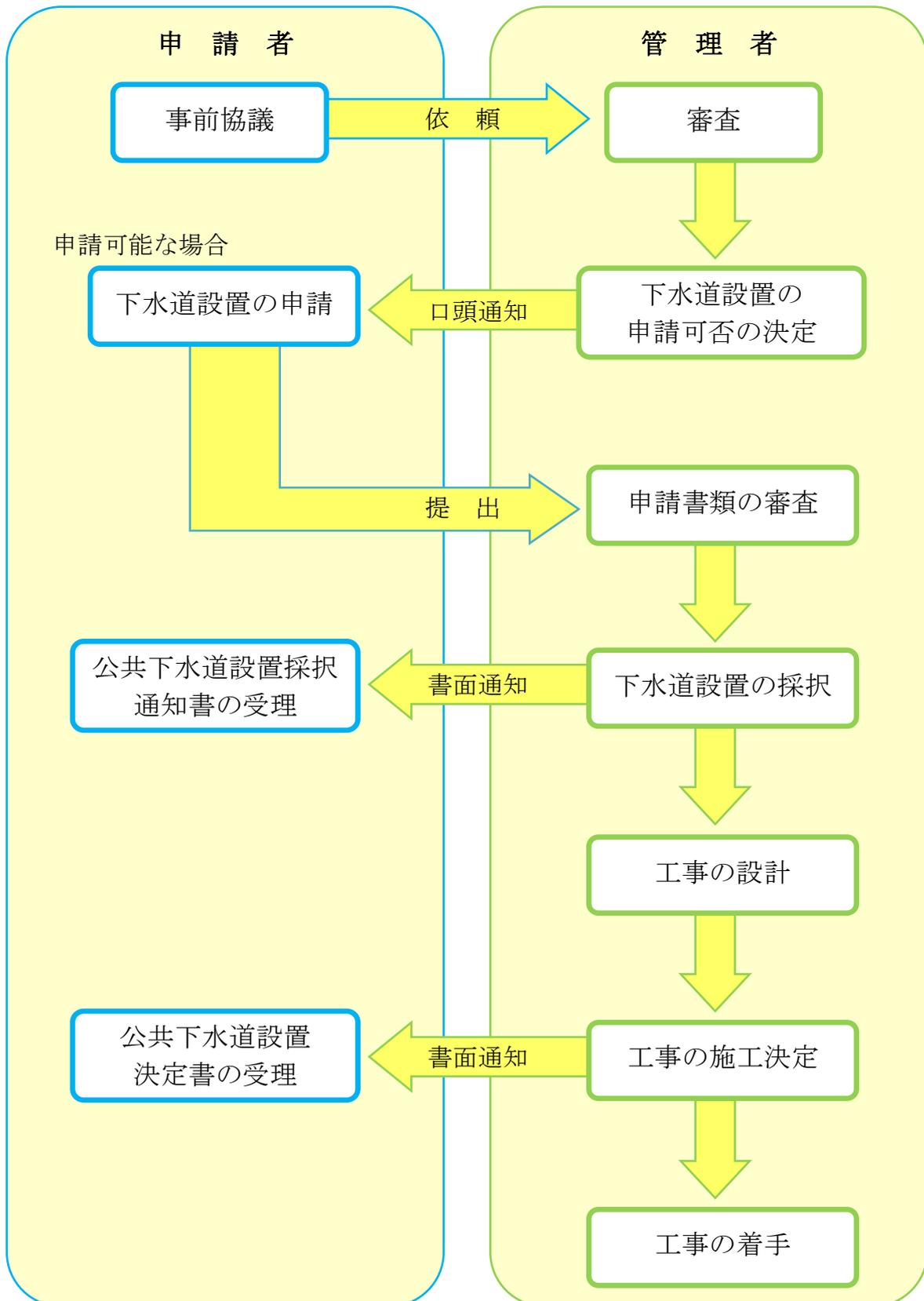
附 則

この基準は平成25年12月1日から施行する。

附 則

この基準は平成27年8月1日から施行する。

私有道路への公共下水道設置までの流れ



様式第1号

公共下水道設置申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所
代表者
氏 名 印

次のとおり私有道路に公共下水道の設置を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

- 1 私有道路の地番
函館市 町 丁目 番地
- 2 私有道路の所有者の住所氏名
住 所
氏 名
- 3 私有道路の延長および幅員
延 長 m
幅 員 m
- 4 当該下水道を利用することとなる家屋の戸数
戸

添付書類

- (1) 公共下水道設置希望者名簿 (様式第2号)
- (2) 設置希望箇所の位置図
- (3) 土地使用承諾書 (様式第3号)
- (4) 土地所有者の区画図
- (5) 下水道設置希望者の使用区画図
- (6) 既設私設共同管廃棄承諾書 (様式第4号) (※該当時のみ添付)

様式第3号

土地使用承諾書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所

氏名

印

次のとおり、私の所有する土地について使用することを承諾します。

1 使用を承諾する土地の表示

所在、地番	函館市 町 丁目 番地
地目	
公簿面積	m ²
使用承諾面積	m ²

2 使用の目的 公共下水道設置および公設柵の新設ならびに維持管理のため

3 使用期間 公共下水道が設置されている期間

4 使用料 無料

5 条件 公共下水道の維持管理は、公営企業管理者が行うこと。

6 所有者の遵守事項

- (1) 使用を承諾する土地については、工作物を設置しないこと。
- (2) 使用を承諾する土地を譲渡する場合は、譲受人にこの使用を承諾させること。
- (3) 使用を承諾する土地の現況を変更しようとするときは、あらかじめ公営企業管理者と協議すること。

様式第 5 号

公共下水道設置採択通知書

年 月 日

住所
氏名

様

函館市公営企業管理者
企業局長 ○○ ○○ 印

年 月 日付で申請のあった私有道路への公共下水道の設置については、次のとおり設置することを採択したので通知します。

なお、設置工事の施行年次については、予算等を勘案し決定することになりますので御承知ください。

設置場所	
布設延長	L= m

- (注) 1 設置工事の施行が決定したときは、公共下水道設置決定書により通知することになります。

様式第6号

公共下水道設置決定書

年 月 日

住所

氏名 様

函館市公営企業管理者
企業局長 ○○ ○○ 印

年 月 日付けで採択の通知をした私道への公共下水道の設置については、次のとおり施行することと決定したので通知します。

1 設置場所等

設置場所	函館市 町 丁目 番先
布設延長	L= m

2 条件

- (1) 提出済みの下記書類の内容に変更がないこと。
- (ア) 土地使用承諾書
 - (イ) 土地所有者の区画図
 - (ウ) 設置希望者の使用区画図

3 その他

公共下水道の設置工事の期間中は、設置希望者の協力をお願いいたします。